

### コンクリート圧送工事業標準見積書(案)

この標準見積書は、コンクリート圧送工事代金の見積時における圧送技能者の法定福利費(社会保険料の事業主負担額)の参考額を明示するためののもで、一定の算出基準に基づく作成手順書により法定福利費を簡便に算出し明示することにより、適正な工事原価に加えて社会保険加入の前提となる法定福利費の原資を確保することを目的としています。

コンクリート圧送工事業におけるコンプライアンスと不公正な競争の是正、適正な機械設備更新による安全性の確保、次代に技術・技能を継承していくための技能者の確保・育成のための標準見積書にご理解とご高配をお願いいたします。

工事名称	
------	--

取引先コード	
建設業許可No.	

施工場所	
------	--

支払条件	貴社支払日に銀行振込
------	------------

有効期限	1ヶ月以内
------	-------

担当	
----	--

見積金額		単価見積			
名称および内訳	単位	単価	数量	金額	備考
1-A. 基本料金 (1回出勤あたりの固定経費)					
機種[ ] 編成[2名編成、オペレータ・筒先作業員]	1 台	円	回	0 円	
1-B. 圧送料 (1m <sup>3</sup> 圧送あたりの変動経費)					
	1 m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	0 円	
2. 諸経費					
1) 安全管理費					
	1 回	円	回	0 円	
2) 法定福利費					
※算出方法は別添「作成手順書」による	(Q) 1 人	(R) 円	(S) 回	(T1) 0 円	記号は作成手順書②を参照
3) その他諸経費					
	1 回	円	回	0 円	
3. 最低保証料金[半日または1回の打設数量が( )m <sup>3</sup> 未満の場合の1-A. 基本料金および1-B. 圧送料一式]					
	1 回	円	回	0 円	

名称および内訳	単位	単価	数量	金額	備考
<b>4. 別途料金</b>					
1) 追加作業員	1 人	円	人	0 円	
法定福利費(追加作業員) ※算出方法は別添「作成手順書」による	(Q) 1 人	(R) 円	(S) 人	(T2) 0 円	記号は作成手順書 ②を参照
2) 時間外作業					
①早出・残業(5時～8時、17時～22時迄の作業)	1 人/h	円	h	0 円	
②深夜作業(22時～翌朝5時迄の作業)	1 人/h	円	h	0 円	
3) 特別作業					
①夜間残業(22時以降開始し翌朝5時迄に終了する作業)	1 式	円	回	0 円	
②休日残業(日・祝日・休業日等)	1 式	円	回	0 円	
③別日残業(前日配管設置・後日配管撤去作業)					
i) 水平配管( )m以内	1 式	円	回	0 円	
ii) 鉛直配管( )m以内	1 式	円	回	0 円	
④鉛直配管固定リース料 ( )m以内	1 m/現場	円	m	0 円	
4) 配管作業(作業当日の配管作業)					
①建築工事・4インチ輸送管	1 m	円	m	0 円	
②建築工事・5インチ輸送管	1 m	円	m	0 円	
③土木工事・5インチ輸送管	1 m	円	m	0 円	
5) ロングブーム料					
①ブーム長( )m以上	1 式	円	回	0 円	
②ブーム長( )m以上	1 式	円	回	0 円	
6) 特殊生コン圧送(1-B. 圧送料への加算)					
①高性能AE減水剤使用コンクリート	1 m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	0 円	
②低スランプ(12cm以下)コンクリート	1 m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	0 円	
③大粒径(粗骨材最大寸法40mm)コンクリート	1 m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	0 円	
④繊維補強・パーライト等、特殊配合・補強コンクリート	1 m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	0 円	
⑤軽量コンクリート	1 m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	0 円	
⑥高強度・高流動コンクリート	1 m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	0 円	
7) 車輛補償					
①休車補償(作業前日のキャンセル)					
i)( )時まで	1 台	円	回	0 円	
ii)( )時以降	1 台	円	回	0 円	
②休車補償(作業当日のキャンセル)	1 台	円	回	0 円	
③予備車(該当機種)	1 台	円	回	0 円	
8) 運搬車輛(輸送管・機材等の運搬)	1 台	円	回	0 円	
9) 先行モルタル(圧送のための先送りモルタル等)	1 回	円	回	0 円	
計				0 円	
消費税				0 円	
合計				0 円	

\* 上記以外の事項および高層・長距離・その他特殊条件圧送は、別途見積といたします。

\* 上記料金には、危険負担分は含みませんので、現場到着遅延・機械故障等の事情の如何に拘わらず、作業遅延・生コンの返品・その他の二次補償はできません。

# コンクリート圧送工事業標準見積書 作成手順書①(案)

(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会(2013.8.23改訂)

名称および内訳	算出方法
1-A. 基本料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用するコンクリートポンプ車の減価償却費、修繕維持費、支払保険料等、</li> <li>・技能者の労務費の固定費分(所定内労働時間による基本給)</li> <li>・その他固定的に発生する経費</li> </ul> から、稼働状況を考慮して1稼働あたりの基本料金を算出する。  技能者は、コンクリートポンプ車のオペレータと筒先作業員の2名編成を基準とする。
1-B. 圧送料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料油脂費、消耗部品費</li> <li>・技能者の労務費の変動費分(残業手当・出来高手当等)</li> <li>・その他変動的に発生する経費</li> </ul> から、稼働状況を考慮して圧送するコンクリート1m <sup>3</sup> あたりの圧送料を算出する。
2. 諸経費	
1)安全管理費	安全保護具費用、技能者育成費用、協力会費や職長会費等、個々の現場に特定せず作業全般の安全管理に係る費用について、稼働状況を考慮して1稼働あたりの経費として算出する。
2)法定福利費	技能者の社会保険(雇用保険・健康保険・厚生年金保険)の事業主負担額。作成手順書②により算出する。
3)その他諸経費	販売費および一般管理費等について、稼働状況を考慮して1稼働あたりの経費として算出する。
3. 最低保証料金	半日作業、あるいは1回のコンクリート圧送数量が少量のケースで、工事原価の回収のために最低保証料金(1-A. 基本料金および1-B. 圧送料 一式の額)が必要な場合、1回稼働あたりの平均圧送量実績から最低保証圧送量を設定して提示する。
4. 別途料金	
1)追加作業員	所定内労働時間(午前8時から午後5時までの間の8時間労働)の作業で、基本料金に含まれる作業員編成の他に作業員を追加する必要がある場合は、追加する人数分の労務費を別途に計上する。 追加作業員の法定福利費は、作成手順書②により算出する。
2)時間外作業	
①早出・残業(5時～8時、17時～22時迄の作業)	所定内労働時間の作業に加えて、午前5時から午前8時までの間に作業が始まる場合(早出作業)、また午後5時を過ぎ午後10時までの間に作業が延長される場合は、その時間内の割増賃金分の労務費を別途に計上する。(割増賃金率:1.25以上)
②深夜作業(22時～翌朝5時迄の作業)	所定内労働時間の作業と残業作業に加えて、午後10時を過ぎ翌朝午前5時までの間に作業が延長される場合は、その時間内の割増賃金分の労務費を別途に計上する。(割増賃金率:1.50以上)

名称および内訳	算出方法												
3) 特別作業 <table border="1" data-bbox="204 255 699 853"> <tr> <td data-bbox="204 255 268 367">① 夜間残業</td> <td data-bbox="268 255 699 367">午後10時以降に開始される作業において、技能者が過剰労働とならないよう前後日の作業を休止させる場合、使用するコンクリートポンプ車の基本料金相当額を考慮して算出し、別途に計上する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 367 268 456">② 休日残業</td> <td data-bbox="268 367 699 456">日曜・祝日等に作業を行う場合、割増賃金分の労務費を別途に計上する。(割増賃金率:1.35以上)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 456 268 546">③ 別日残業</td> <td data-bbox="268 456 699 546">コンクリート圧送作業に先がけ、前日までに配管設置作業を行う場合、また、コンクリート圧送作業終了後、後日に配管撤去作業を行う場合は、作業にかかる労務費や諸経費を別途に計上する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 546 347 636">    i) 水平配管( )m以内</td> <td data-bbox="347 546 699 636">追加作業員の配置を要しない長さの水平配管設置・撤去作業について、各社実績に基づく設置長さの範囲を設定し、技能者の労務費をベースに算出し、別途計上する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 636 347 748">    ii) 鉛直配管( )m以内</td> <td data-bbox="347 636 699 748">追加作業員の配置を要しない長さの鉛直配管設置・撤去作業について、各社実績に基づく設置長さの範囲を設定し、技能者の労務費をベースに算出し、別途計上する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 748 268 853">④ 鉛直配管固定リース料 ( )m以内</td> <td data-bbox="268 748 699 853">鉛直配管や90°曲り管、下部水平管等をアンカーボルトや溶接などで固定して圧送作業を行う場合、これらの配管は作業終了後再利用することが不可能なため、輸送管類をその現場で使い切ることを前提に、リース料として1mあたりの消耗品費を設定し、別途計上する。</td> </tr> </table>	① 夜間残業	午後10時以降に開始される作業において、技能者が過剰労働とならないよう前後日の作業を休止させる場合、使用するコンクリートポンプ車の基本料金相当額を考慮して算出し、別途に計上する。	② 休日残業	日曜・祝日等に作業を行う場合、割増賃金分の労務費を別途に計上する。(割増賃金率:1.35以上)	③ 別日残業	コンクリート圧送作業に先がけ、前日までに配管設置作業を行う場合、また、コンクリート圧送作業終了後、後日に配管撤去作業を行う場合は、作業にかかる労務費や諸経費を別途に計上する。	i) 水平配管( )m以内	追加作業員の配置を要しない長さの水平配管設置・撤去作業について、各社実績に基づく設置長さの範囲を設定し、技能者の労務費をベースに算出し、別途計上する。	ii) 鉛直配管( )m以内	追加作業員の配置を要しない長さの鉛直配管設置・撤去作業について、各社実績に基づく設置長さの範囲を設定し、技能者の労務費をベースに算出し、別途計上する。	④ 鉛直配管固定リース料 ( )m以内	鉛直配管や90°曲り管、下部水平管等をアンカーボルトや溶接などで固定して圧送作業を行う場合、これらの配管は作業終了後再利用することが不可能なため、輸送管類をその現場で使い切ることを前提に、リース料として1mあたりの消耗品費を設定し、別途計上する。	
① 夜間残業	午後10時以降に開始される作業において、技能者が過剰労働とならないよう前後日の作業を休止させる場合、使用するコンクリートポンプ車の基本料金相当額を考慮して算出し、別途に計上する。												
② 休日残業	日曜・祝日等に作業を行う場合、割増賃金分の労務費を別途に計上する。(割増賃金率:1.35以上)												
③ 別日残業	コンクリート圧送作業に先がけ、前日までに配管設置作業を行う場合、また、コンクリート圧送作業終了後、後日に配管撤去作業を行う場合は、作業にかかる労務費や諸経費を別途に計上する。												
i) 水平配管( )m以内	追加作業員の配置を要しない長さの水平配管設置・撤去作業について、各社実績に基づく設置長さの範囲を設定し、技能者の労務費をベースに算出し、別途計上する。												
ii) 鉛直配管( )m以内	追加作業員の配置を要しない長さの鉛直配管設置・撤去作業について、各社実績に基づく設置長さの範囲を設定し、技能者の労務費をベースに算出し、別途計上する。												
④ 鉛直配管固定リース料 ( )m以内	鉛直配管や90°曲り管、下部水平管等をアンカーボルトや溶接などで固定して圧送作業を行う場合、これらの配管は作業終了後再利用することが不可能なため、輸送管類をその現場で使い切ることを前提に、リース料として1mあたりの消耗品費を設定し、別途計上する。												
4) 配管作業(作業当日の配管作業) <table border="1" data-bbox="204 898 699 1025"> <tr> <td data-bbox="204 898 268 931">① 建築工事・4インチ輸送管</td> <td data-bbox="268 898 699 1025" rowspan="3">コンクリート圧送作業当日における、ブーム先からの水平延長配管、コンクリートポンプ車根元部からの配管による圧送作業を行う場合、使用する輸送管類等の消耗品費、作業費用を1mあたりの費用別途に計上する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 931 268 965">② 建築工事・5インチ輸送管</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 965 268 1025">③ 土木工事・5インチ輸送管</td> </tr> </table>	① 建築工事・4インチ輸送管	コンクリート圧送作業当日における、ブーム先からの水平延長配管、コンクリートポンプ車根元部からの配管による圧送作業を行う場合、使用する輸送管類等の消耗品費、作業費用を1mあたりの費用別途に計上する。	② 建築工事・5インチ輸送管	③ 土木工事・5インチ輸送管									
① 建築工事・4インチ輸送管	コンクリート圧送作業当日における、ブーム先からの水平延長配管、コンクリートポンプ車根元部からの配管による圧送作業を行う場合、使用する輸送管類等の消耗品費、作業費用を1mあたりの費用別途に計上する。												
② 建築工事・5インチ輸送管													
③ 土木工事・5インチ輸送管													
5) ロングブーム料	長尺なブームのコンクリートポンプ車を使用する場合に、ブームの減価償却費や技術料を「1-A. 基本料金」に含めず別途に計上する際、長さの範囲を定めて提示する。												
6) 特殊生コン圧送(1-B. 圧送料への加算) <table border="1" data-bbox="204 1160 699 1420"> <tr> <td data-bbox="204 1160 268 1193">① 高性能AE減水剤使用コンクリート</td> <td data-bbox="268 1160 699 1420" rowspan="6">圧送抵抗が大きい、圧送性が悪い等、圧送に特別な配慮が必要となる特殊な配合のコンクリートを圧送する場合は、圧送するコンクリート1m<sup>3</sup>あたりの消耗品費や燃料油脂費の割増分を算出し、別途に計上する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1193 268 1227">② 低スランプ(12cm以下)コンクリート</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1227 268 1261">③ 大粒径(粗骨材最大寸法40mm)コンクリート</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1261 268 1294">④ 繊維補強・ハ-ライト等、特殊配合・補強コンクリート</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1294 268 1328">⑤ 軽量コンクリート</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1328 268 1420">⑥ 高強度・高流動コンクリート</td> </tr> </table>	① 高性能AE減水剤使用コンクリート	圧送抵抗が大きい、圧送性が悪い等、圧送に特別な配慮が必要となる特殊な配合のコンクリートを圧送する場合は、圧送するコンクリート1m <sup>3</sup> あたりの消耗品費や燃料油脂費の割増分を算出し、別途に計上する。	② 低スランプ(12cm以下)コンクリート	③ 大粒径(粗骨材最大寸法40mm)コンクリート	④ 繊維補強・ハ-ライト等、特殊配合・補強コンクリート	⑤ 軽量コンクリート	⑥ 高強度・高流動コンクリート						
① 高性能AE減水剤使用コンクリート	圧送抵抗が大きい、圧送性が悪い等、圧送に特別な配慮が必要となる特殊な配合のコンクリートを圧送する場合は、圧送するコンクリート1m <sup>3</sup> あたりの消耗品費や燃料油脂費の割増分を算出し、別途に計上する。												
② 低スランプ(12cm以下)コンクリート													
③ 大粒径(粗骨材最大寸法40mm)コンクリート													
④ 繊維補強・ハ-ライト等、特殊配合・補強コンクリート													
⑤ 軽量コンクリート													
⑥ 高強度・高流動コンクリート													
7) 車輛補償 <table border="1" data-bbox="204 1464 699 1839"> <tr> <td data-bbox="204 1464 268 1554">① 休車補償(作業前日のキャンセル)</td> <td data-bbox="268 1464 699 1554">作業前日のキャンセルにより、翌日そのコンクリートポンプ車を他の現場に配備することが極めて困難な場合、1回稼働あたりの基本料金相当額をベースにキャンセルの時間帯等による補償費用を算出し、別途に計上する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1554 268 1644">② 休車補償(作業当日のキャンセル)</td> <td data-bbox="268 1554 699 1644">作業当日のキャンセルにより、そのコンクリートポンプ車と技能者を他の現場に配備することが極めて困難な場合、1回稼働あたりの基本料金相当額をベースに補償費用を算出し、別途に計上する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1644 268 1839">③ 予備車(該当機種)</td> <td data-bbox="268 1644 699 1839">圧送作業において、現場側からもう1台コンクリートポンプ車を予備車として確保したいとの要求がある場合、そのコンクリートポンプ車の1回稼働あたりの基本料金相当額をベースに、補償費用を算出し、別途に計上する。</td> </tr> </table>	① 休車補償(作業前日のキャンセル)	作業前日のキャンセルにより、翌日そのコンクリートポンプ車を他の現場に配備することが極めて困難な場合、1回稼働あたりの基本料金相当額をベースにキャンセルの時間帯等による補償費用を算出し、別途に計上する。	② 休車補償(作業当日のキャンセル)	作業当日のキャンセルにより、そのコンクリートポンプ車と技能者を他の現場に配備することが極めて困難な場合、1回稼働あたりの基本料金相当額をベースに補償費用を算出し、別途に計上する。	③ 予備車(該当機種)	圧送作業において、現場側からもう1台コンクリートポンプ車を予備車として確保したいとの要求がある場合、そのコンクリートポンプ車の1回稼働あたりの基本料金相当額をベースに、補償費用を算出し、別途に計上する。							
① 休車補償(作業前日のキャンセル)	作業前日のキャンセルにより、翌日そのコンクリートポンプ車を他の現場に配備することが極めて困難な場合、1回稼働あたりの基本料金相当額をベースにキャンセルの時間帯等による補償費用を算出し、別途に計上する。												
② 休車補償(作業当日のキャンセル)	作業当日のキャンセルにより、そのコンクリートポンプ車と技能者を他の現場に配備することが極めて困難な場合、1回稼働あたりの基本料金相当額をベースに補償費用を算出し、別途に計上する。												
③ 予備車(該当機種)	圧送作業において、現場側からもう1台コンクリートポンプ車を予備車として確保したいとの要求がある場合、そのコンクリートポンプ車の1回稼働あたりの基本料金相当額をベースに、補償費用を算出し、別途に計上する。												
8) 運搬車輛(輸送管・機材等の運搬)	コンクリートポンプ車に積載することのできない輸送管等機材が必要な場合、輸送(運搬)にかかる車両の費用を別途に計上する。												
9) 先行モルタル(圧送のための先送りモルタル等)	圧送作業準備のための先送りモルタルを圧送業者側で準備する場合、その費用(セメント、現場練り費用)を別途に計上する。												

## コンクリート圧送工事業標準見積書 作成手順書②(案)

(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会(2013.8.23改訂)

技能者の法定福利費(社会保険料の事業主負担額)の算出

オペレータ・ 筒先作業員の 報酬月額(C)	保険加入義務		事業主負担の法定福利費額											
			事業所 所在地	雇用保険 料率(J)	健康保険 料率(K)	介護保険 料率(L)	厚生年金保険 料率(M)	月あたり法 定福利費計 (N)	月平均 稼働回数(O)	1名1稼働あたり 法定福利費(P)	1回あたり稼 働人数(Q)	1稼働あたり 法定福利費 (R)	当該現場 回数(S)	法定福利費計 (T1)
※注1 技能者1名あた りの月額平均賃 金等を入力	あり・なし(適用除外)を選択		都道府県を 選択	建設の事業	都道府県に よる	※注2	児童手当 拠出金を含む	※注3 [N:C× (J+K+L+M)]	企業の 実績値を入力	(P:N÷O)	企業の 実績値を入 力	(R:P×Q)	施工計画 による	(T1:R×S)
金額入力	雇用保険	選択	選択	自動表示	自動表示	自動表示	自動表示	自動計算	数値入力	自動計算	数値入力	自動計算	数値入力	自動計算
	健康保険	選択												
	厚生年金保険	選択												

追加作業員の 報酬月額(C)	保険加入義務		事業主負担の法定福利費額											
			事業所 所在地	雇用保険 料率(J)	健康保険 料率(K)	介護保険 料率(L)	厚生年金保険 料率(M)	月あたり法 定福利費計 (N)	月平均 稼働回数(O)	1名1稼働あたり 法定福利費(P)	1回あたり稼 働人数(Q)	1稼働あたり 法定福利費 (R)	当該現場 回数(S)	法定福利費計 (T2)
※注1 技能者1名あた りの月額平均賃 金等を入力	あり・なし(適用除外)を選択		都道府県を 選択	建設の事業	都道府県に よる	※注2	児童手当 拠出金を含む	※注3 [N:C× (J+K+L+M)]	企業の 実績値を入力	(P:N÷O)	企業の 実績値を入 力	(R:P×Q)	施工計画 による	(T2:R×S)
金額入力	雇用保険	選択	選択	自動表示	自動表示	自動表示	自動表示	自動計算	数値入力	自動計算	数値入力	自動計算	数値入力	自動計算
	健康保険	選択												
	厚生年金保険	選択												

※注1 本来は日本年金機構届出額の標準報酬月額等の等級により健康保険・厚生年金保険料が決定するが、複雑さを避けるため、技能者1名あたりの月額平均賃金等をベースとする。

※注2 介護保険料率は、当該年度の保険料率に介護保険の対象である40歳以上64歳以下の被保険者の構成比率(協会けんぽ資料)を乗じた比率を適用する。  
(平成25年度の場合、介護保険料率の事業主負担率 0.775% × 40歳以上64歳以下の被保険者の構成比率 52.3%(協会けんぽ平成23年度事業年報) = "0.405%")

※注3 保険料率を掛けることにより生じた1円未満の端数は、切り捨てとする。

法定福利費合計
(T:T1+T2)
自動計算

## 社会保険等の加入義務と適用除外について

事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	雇用保険	健康保険	厚生年金
法人	1人以上	常用労働者	加入義務あり	加入義務あり※	加入義務あり
	—	短時間労働者	適用除外	適用除外	適用除外
	—	役員等	適用除外	加入義務あり※	加入義務あり
個人事業主	1人以上4人以下	常用労働者	加入義務あり	適用除外	適用除外
	5人以上	常用労働者	加入義務あり	加入義務あり※	加入義務あり
	—	短時間労働者	適用除外	適用除外	適用除外
	—	事業主 一人親方	適用除外	適用除外	適用除外

※従来より建設国保組合等に加入し「健康保険の除外認定」を受けている場合は、適用除外となる。

## 社会保険等の対象となる労務費に含める賃金の範囲

区分	対象とするもの	対象としないもの
基本的な考え方	名称に関わらず、労働の対価の賃金として支払っているもの	恩恵的なものや労働の対価でなく支払っているもの
賃金等	①基本給 月給、日給等 ②諸手当 家族手当、住宅手当、残業手当、 <b>通勤手当</b> 、資格手当、休業手当 等 ③賞与 賞与、期末手当、勤勉手当 等	①任意、恩恵的なもの <b>退職金(建退協証紙含む)</b> 、結婚祝金、災害見舞金 等 ②労働の対価でない手当等 解雇予告手当、旅費、出張日当 等
現物	① <b>通勤定期券(現物で支払っている場合)</b>	①福利厚生的なもの 住宅貸与、資金貸与、健康診断 等 ②業務費的なもの 作業衣の貸与、保護具等 等 ③その他 教育訓練費、募集・求人費

【参考資料】 コンクリート圧送工事業標準見積書 法定福利費の算出例

(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会(2013.8.23改訂)

オペレータ・ 筒先作業員の 報酬月額(C)	保険加入 義務	事業主負担の法定福利費額											
		事業所 所在地	雇用保険 料率(J)	健康保険 料率(K)	介護保険 料率(L)	厚生年金保険 料率(M)	月あたり法 定福利費計 (N)	月平均 稼働回数(O)	1名1稼働あたり 法定福利費(P)	1回あたり稼 働人数(Q)	1稼働あたり 法定福利費 (R)	当該現場 回数(S)	法定福利費計 (T1)
※注1 技能者1名あた りの月額平均賃 金を入力	加入義務 ありとする	都道府県を 選択	建設の事業	都道府県に よる	※注2	児童手当 拠出金を含む	※注3 [N:C× (J+K+L+M)]	企業 の実績値を入力	(P:N÷O)	企業 の実績値を入 力	(R:P×Q)	施工計画 による	(T1:R×S)
450,000	あり	北海道	1.05%	5.060%	0.405%	8.71%	68,512	22	3,114	2	6,228	10	62,284
450,000	あり	青森	1.05%	5.000%	0.405%	8.71%	68,242	22	3,102	2	6,204	10	62,038
450,000	あり	岩手	1.05%	4.965%	0.405%	8.71%	68,085	22	3,095	2	6,190	10	61,895
450,000	あり	宮城	1.05%	5.005%	0.405%	8.71%	68,265	22	3,103	2	6,206	10	62,059
450,000	あり	秋田	1.05%	5.010%	0.405%	8.71%	68,287	22	3,104	2	6,208	10	62,079
450,000	あり	山形	1.05%	4.980%	0.405%	8.71%	68,152	22	3,098	2	6,196	10	61,956
450,000	あり	福島	1.05%	4.980%	0.405%	8.71%	68,152	22	3,098	2	6,196	10	61,956
450,000	あり	茨城	1.05%	4.965%	0.405%	8.71%	68,085	22	3,095	2	6,190	10	61,895
450,000	あり	栃木	1.05%	4.975%	0.405%	8.71%	68,130	22	3,097	2	6,194	10	61,936
450,000	あり	群馬	1.05%	4.975%	0.405%	8.71%	68,130	22	3,097	2	6,194	10	61,936
450,000	あり	埼玉	1.05%	4.970%	0.405%	8.71%	68,107	22	3,096	2	6,192	10	61,915
450,000	あり	千葉	1.05%	4.965%	0.405%	8.71%	68,085	22	3,095	2	6,190	10	61,895
450,000	あり	東京	1.05%	4.985%	0.405%	8.71%	68,175	22	3,099	2	6,198	10	61,977
450,000	あり	神奈川	1.05%	4.990%	0.405%	8.71%	68,197	22	3,100	2	6,200	10	61,997
450,000	あり	新潟	1.05%	4.950%	0.405%	8.71%	68,017	22	3,092	2	6,183	10	61,834
450,000	あり	富山	1.05%	4.965%	0.405%	8.71%	68,085	22	3,095	2	6,190	10	61,895
450,000	あり	石川	1.05%	5.015%	0.405%	8.71%	68,310	22	3,105	2	6,210	10	62,100
450,000	あり	福井	1.05%	5.010%	0.405%	8.71%	68,287	22	3,104	2	6,208	10	62,079

【参考資料】 コンクリート圧送工事標準見積書 法定福利費の算出例

(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会(2013.8.23改訂)

オペレータ・ 筒先作業員の 報酬月額(C)	保険加入 義務	事業主負担の法定福利費額											
		事業所 所在地	雇用保険 料率(J)	健康保険 料率(K)	介護保険 料率(L)	厚生年金保険 料率(M)	月あたり法 定福利費計 (N)	月平均 稼働回数(O)	1名1稼働あたり 法定福利費(P)	1回あたり稼 働人数(Q)	1稼働あたり 法定福利費 (R)	当該現場 回数(S)	法定福利費計 (T1)
※注1 技能者1名あた りの月額平均賃 金を入力	加入義務 ありとする	都道府県を 選択	建設の事業	都道府県に よる	※注2	児童手当 拠出金を含む	※注3 [N:C× (J+K+L+M)]	企業 の実績値を入力	(P:N÷O)	企業 の実績値を入 力	(R:P×Q)	施工計画 による	(T1:R×S)
450,000	あり	山梨	1.05%	4.970%	0.405%	8.71%	68,107	22	3,096	2	6,192	10	61,915
450,000	あり	長野	1.05%	4.925%	0.405%	8.71%	67,905	22	3,087	2	6,173	10	61,732
450,000	あり	岐阜	1.05%	4.995%	0.405%	8.71%	68,220	22	3,101	2	6,202	10	62,018
450,000	あり	静岡	1.05%	4.960%	0.405%	8.71%	68,062	22	3,094	2	6,187	10	61,875
450,000	あり	愛知	1.05%	4.985%	0.405%	8.71%	68,175	22	3,099	2	6,198	10	61,977
450,000	あり	三重	1.05%	4.970%	0.405%	8.71%	68,107	22	3,096	2	6,192	10	61,915
450,000	あり	滋賀	1.05%	4.985%	0.405%	8.71%	68,175	22	3,099	2	6,198	10	61,977
450,000	あり	京都	1.05%	4.990%	0.405%	8.71%	68,197	22	3,100	2	6,200	10	61,997
450,000	あり	大阪	1.05%	5.030%	0.405%	8.71%	68,377	22	3,108	2	6,216	10	62,161
450,000	あり	兵庫	1.05%	5.000%	0.405%	8.71%	68,242	22	3,102	2	6,204	10	62,038
450,000	あり	奈良	1.05%	5.010%	0.405%	8.71%	68,287	22	3,104	2	6,208	10	62,079
450,000	あり	和歌山	1.05%	5.010%	0.405%	8.71%	68,287	22	3,104	2	6,208	10	62,079
450,000	あり	鳥取	1.05%	4.990%	0.405%	8.71%	68,197	22	3,100	2	6,200	10	61,997
450,000	あり	島根	1.05%	5.000%	0.405%	8.71%	68,242	22	3,102	2	6,204	10	62,038
450,000	あり	岡山	1.05%	5.030%	0.405%	8.71%	68,377	22	3,108	2	6,216	10	62,161
450,000	あり	広島	1.05%	5.015%	0.405%	8.71%	68,310	22	3,105	2	6,210	10	62,100
450,000	あり	山口	1.05%	5.015%	0.405%	8.71%	68,310	22	3,105	2	6,210	10	62,100
450,000	あり	徳島	1.05%	5.040%	0.405%	8.71%	68,422	22	3,110	2	6,220	10	62,202



【参考資料】 コンクリート圧送工事業標準見積書 法定福利費の算出例

(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会(2013.8.23改訂)

オペレータ・ 筒先作業員の 報酬月額(C)	保険加入 義務	事業主負担の法定福利費額											
		事業所 所在地	雇用保険 料率(J)	健康保険 料率(K)	介護保険 料率(L)	厚生年金保険 料率(M)	月あたり法 定福利費計 (N)	月平均 稼働回数(O)	1名1稼働あたり 法定福利費(P)	1回あたり稼 働人数(Q)	1稼働あたり 法定福利費 (R)	当該現場 回数(S)	法定福利費計 (T1)
※注1 技能者1名あた りの月額平均賃 金を入力	加入義務 ありとする	都道府県を 選択	建設の事業	都道府県に よる	※注2	児童手当 拠出金を含む	※注3 [N:C× (J+K+L+M)]	企業 の実績値を入力	(P:N÷O)	企業 の実績値を入 力	(R:P×Q)	施工計画 による	(T1:R×S)
450,000	あり	香川	1.05%	5.045%	0.405%	8.71%	68,445	22	3,111	2	6,222	10	62,223
450,000	あり	愛媛	1.05%	5.015%	0.405%	8.71%	68,310	22	3,105	2	6,210	10	62,100
450,000	あり	高知	1.05%	5.020%	0.405%	8.71%	68,332	22	3,106	2	6,212	10	62,120
450,000	あり	福岡	1.05%	5.060%	0.405%	8.71%	68,512	22	3,114	2	6,228	10	62,284
450,000	あり	佐賀	1.05%	5.080%	0.405%	8.71%	68,602	22	3,118	2	6,237	10	62,365
450,000	あり	長崎	1.05%	5.030%	0.405%	8.71%	68,377	22	3,108	2	6,216	10	62,161
450,000	あり	熊本	1.05%	5.035%	0.405%	8.71%	68,400	22	3,109	2	6,218	10	62,182
450,000	あり	大分	1.05%	5.040%	0.405%	8.71%	68,422	22	3,110	2	6,220	10	62,202
450,000	あり	宮崎	1.05%	5.005%	0.405%	8.71%	68,265	22	3,103	2	6,206	10	62,059
450,000	あり	鹿児島	1.05%	5.015%	0.405%	8.71%	68,310	22	3,105	2	6,210	10	62,100
450,000	あり	沖縄	1.05%	5.015%	0.405%	8.71%	68,310	22	3,105	2	6,210	10	62,100

※注1 本来は日本年金機構届出額の標準報酬月額の等級により健康保険・厚生年金保険料が決定するが、複雑さを避けるため、技能者1名あたりの月額平均賃金等をベースとする。

※注2 介護保険料率は、当該年度の保険料率に介護保険の対象である40歳以上64歳以下の被保険者の構成比率(協会けんぽ資料)を乗じた比率を適用する。

(平成25年度の場合、介護保険料率の事業主負担率 0.775% × 40歳以上64歳以下の被保険者の構成比率 52.3%(協会けんぽ平成23年度事業年報) = "0.405%")

※注3 保険料率を掛けることにより生じた1円未満の端数は、切り捨てとする。

【参考資料】平成25年度 社会保険料率等に関するデータシート

都道府県名	雇用保険料率 事業主負担分 (平成25年度)	健康保険料率 事業主負担分 (平成25年9月分～)	介護保険料率 事業主負担分 (平成25年度) ※注1	厚生年金保険料率 事業主負担分 (平成25年9月分～) ※児童手当拠出金を含む	保険料率合計 (すべてに 加入の場合)
北海道	1.05%	5.060%	0.405%	8.71%	15.225%
青森	1.05%	5.000%	0.405%	8.71%	15.165%
岩手	1.05%	4.965%	0.405%	8.71%	15.130%
宮城	1.05%	5.005%	0.405%	8.71%	15.170%
秋田	1.05%	5.010%	0.405%	8.71%	15.175%
山形	1.05%	4.980%	0.405%	8.71%	15.145%
福島	1.05%	4.980%	0.405%	8.71%	15.145%
茨城	1.05%	4.965%	0.405%	8.71%	15.130%
栃木	1.05%	4.975%	0.405%	8.71%	15.140%
群馬	1.05%	4.975%	0.405%	8.71%	15.140%
埼玉	1.05%	4.970%	0.405%	8.71%	15.135%
千葉	1.05%	4.965%	0.405%	8.71%	15.130%
東京	1.05%	4.985%	0.405%	8.71%	15.150%
神奈川	1.05%	4.990%	0.405%	8.71%	15.155%
新潟	1.05%	4.950%	0.405%	8.71%	15.115%
富山	1.05%	4.965%	0.405%	8.71%	15.130%
石川	1.05%	5.015%	0.405%	8.71%	15.180%
福井	1.05%	5.010%	0.405%	8.71%	15.175%
山梨	1.05%	4.970%	0.405%	8.71%	15.135%
長野	1.05%	4.925%	0.405%	8.71%	15.090%
岐阜	1.05%	4.995%	0.405%	8.71%	15.160%
静岡	1.05%	4.960%	0.405%	8.71%	15.125%
愛知	1.05%	4.985%	0.405%	8.71%	15.150%
三重	1.05%	4.970%	0.405%	8.71%	15.135%
滋賀	1.05%	4.985%	0.405%	8.71%	15.150%
京都	1.05%	4.990%	0.405%	8.71%	15.155%
大阪	1.05%	5.030%	0.405%	8.71%	15.195%
兵庫	1.05%	5.000%	0.405%	8.71%	15.165%
奈良	1.05%	5.010%	0.405%	8.71%	15.175%
和歌山	1.05%	5.010%	0.405%	8.71%	15.175%
鳥取	1.05%	4.990%	0.405%	8.71%	15.155%
島根	1.05%	5.000%	0.405%	8.71%	15.165%
岡山	1.05%	5.030%	0.405%	8.71%	15.195%
広島	1.05%	5.015%	0.405%	8.71%	15.180%
山口	1.05%	5.015%	0.405%	8.71%	15.180%
徳島	1.05%	5.040%	0.405%	8.71%	15.205%
香川	1.05%	5.045%	0.405%	8.71%	15.210%
愛媛	1.05%	5.015%	0.405%	8.71%	15.180%
高知	1.05%	5.020%	0.405%	8.71%	15.185%
福岡	1.05%	5.060%	0.405%	8.71%	15.225%
佐賀	1.05%	5.080%	0.405%	8.71%	15.245%
長崎	1.05%	5.030%	0.405%	8.71%	15.195%
熊本	1.05%	5.035%	0.405%	8.71%	15.200%
大分	1.05%	5.040%	0.405%	8.71%	15.205%
宮崎	1.05%	5.005%	0.405%	8.71%	15.170%
鹿児島	1.05%	5.015%	0.405%	8.71%	15.180%
沖縄	1.05%	5.015%	0.405%	8.71%	15.180%

【出典】

雇用保険料率 厚生労働省ホームページ～平成25年度の雇用保険料率について  
[http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/hokenryoritsu\\_h25.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/hokenryoritsu_h25.pdf)

健康保険料率 全国健康保険協会(協会けんぽ)ホームページ～平成25年度保険料額表  
 厚生年金保険料率 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150/h25/1992-119695>

※注1

介護保険料率 全国健康保険協会(協会けんぽ)ホームページ～平成25年度保険料額表  
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150/h25/1992-119695>  
 厚生労働省保険局「健康保険・船員保険被保険者実態調査 平成23年10月」  
[http://www.e-stat.go.jp/SQ1/estat/GL08020101.do?\\_toGL08020101\\_&tstatCode=000001052544&requestSender=search](http://www.e-stat.go.jp/SQ1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&tstatCode=000001052544&requestSender=search)

【参考資料】 公共工事設計労務単価から算出する法定福利費の参考数値例

(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会(2013.8.23改訂)

事業所所在地	保険加入義務	事業主負担の法定福利費額											
		オペレータ・筒先作業員の設計労務単価(A)	時間外作業手当(B)	労務費計(C)	雇用保険料率(J)	健康保険料率(K)	介護保険料率(L)	厚生年金保険料率(M)	1名1稼働あたり法定福利費(P)	1回あたり稼働人数(Q)	1稼働あたり法定福利費(R)	当該現場回数(S)	法定福利費計(T1)
都道府県を選択	加入義務ありとする	※注1	※注2 (B:A÷8×2×1.25)	(C:A+B)	建設の事業	都道府県による	※注3	児童手当 拠出金を含む	※注4 [P:C×(J+K+L+M)]	企業の実績値を入力	(R:P×Q)	施工計画による	(T1:R×S)
北海道	あり	15,350	4,797	20,147	1.05%	5.060%	0.405%	8.71%	3,067	2	6,134	10	61,340
青森	あり	18,900	5,906	24,806	1.05%	5.000%	0.405%	8.71%	3,761	2	7,522	10	75,220
岩手	あり	19,150	5,984	25,134	1.05%	4.965%	0.405%	8.71%	3,802	2	7,604	10	76,040
宮城	あり	20,450	6,391	26,841	1.05%	5.005%	0.405%	8.71%	4,071	2	8,142	10	81,420
秋田	あり	18,000	5,625	23,625	1.05%	5.010%	0.405%	8.71%	3,585	2	7,170	10	71,700
山形	あり	17,500	5,469	22,969	1.05%	4.980%	0.405%	8.71%	3,478	2	6,956	10	69,560
福島	あり	18,750	5,859	24,609	1.05%	4.980%	0.405%	8.71%	3,727	2	7,454	10	74,540
茨城	あり	18,450	5,766	24,216	1.05%	4.965%	0.405%	8.71%	3,663	2	7,326	10	73,260
栃木	あり	17,850	5,578	23,428	1.05%	4.975%	0.405%	8.71%	3,547	2	7,094	10	70,940
群馬	あり	18,000	5,625	23,625	1.05%	4.975%	0.405%	8.71%	3,576	2	7,152	10	71,520
埼玉	あり	19,950	6,234	26,184	1.05%	4.970%	0.405%	8.71%	3,963	2	7,926	10	79,260
千葉	あり	19,550	6,109	25,659	1.05%	4.965%	0.405%	8.71%	3,882	2	7,764	10	77,640
東京	あり	20,400	6,375	26,775	1.05%	4.985%	0.405%	8.71%	4,056	2	8,112	10	81,120
神奈川	あり	21,050	6,578	27,628	1.05%	4.990%	0.405%	8.71%	4,187	2	8,374	10	83,740
新潟	あり	16,450	5,141	21,591	1.05%	4.950%	0.405%	8.71%	3,263	2	6,526	10	65,260
富山	あり	17,100	5,344	22,444	1.05%	4.965%	0.405%	8.71%	3,395	2	6,790	10	67,900
石川	あり	17,600	5,500	23,100	1.05%	5.015%	0.405%	8.71%	3,506	2	7,012	10	70,120
福井	あり	17,550	5,484	23,034	1.05%	5.010%	0.405%	8.71%	3,495	2	6,990	10	69,900

【参考資料】 公共工事設計労務単価から算出する法定福利費の参考数値例

(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会(2013.8.23改訂)

事業所所在地	保険加入義務	事業主負担の法定福利費額											
		オペレータ・筒先作業員の設計労務単価(A)	時間外作業手当(B)	労務費計(C)	雇用保険料率(J)	健康保険料率(K)	介護保険料率(L)	厚生年金保険料率(M)	1名1稼働あたり法定福利費(P)	1回あたり稼働人数(Q)	1稼働あたり法定福利費(R)	当該現場回数(S)	法定福利費計(T1)
都道府県を選択	加入義務ありとする	※注1	※注2 (B:A÷8×2×1.25)	(C:A+B)	建設の事業	都道府県による	※注3	児童手当 拠出金を含む	※注4 [P:C×(J+K+L+M)]	企業の実績値を入力	(R:P×Q)	施工計画による	(T1:R×S)
山梨	あり	19,450	6,078	25,528	1.05%	4.970%	0.405%	8.71%	3,863	2	7,726	10	77,260
長野	あり	17,850	5,578	23,428	1.05%	4.925%	0.405%	8.71%	3,535	2	7,070	10	70,700
岐阜	あり	18,250	5,703	23,953	1.05%	4.995%	0.405%	8.71%	3,631	2	7,262	10	72,620
静岡	あり	18,150	5,672	23,822	1.05%	4.960%	0.405%	8.71%	3,603	2	7,206	10	72,060
愛知	あり	18,700	5,844	24,544	1.05%	4.985%	0.405%	8.71%	3,718	2	7,436	10	74,360
三重	あり	17,750	5,547	23,297	1.05%	4.970%	0.405%	8.71%	3,525	2	7,050	10	70,500
滋賀	あり	17,500	5,469	22,969	1.05%	4.985%	0.405%	8.71%	3,479	2	6,958	10	69,580
京都	あり	17,650	5,516	23,166	1.05%	4.990%	0.405%	8.71%	3,510	2	7,020	10	70,200
大阪	あり	18,200	5,688	23,888	1.05%	5.030%	0.405%	8.71%	3,629	2	7,258	10	72,580
兵庫	あり	17,200	5,375	22,575	1.05%	5.000%	0.405%	8.71%	3,423	2	6,846	10	68,460
奈良	あり	17,500	5,469	22,969	1.05%	5.010%	0.405%	8.71%	3,485	2	6,970	10	69,700
和歌山	あり	17,350	5,422	22,772	1.05%	5.010%	0.405%	8.71%	3,455	2	6,910	10	69,100
鳥取	あり	14,800	4,625	19,425	1.05%	4.990%	0.405%	8.71%	2,943	2	5,886	10	58,860
島根	あり	15,500	4,844	20,344	1.05%	5.000%	0.405%	8.71%	3,085	2	6,170	10	61,700
岡山	あり	16,450	5,141	21,591	1.05%	5.030%	0.405%	8.71%	3,280	2	6,560	10	65,600
広島	あり	16,800	5,250	22,050	1.05%	5.015%	0.405%	8.71%	3,347	2	6,694	10	66,940
山口	あり	15,500	4,844	20,344	1.05%	5.015%	0.405%	8.71%	3,088	2	6,176	10	61,760
徳島	あり	15,350	4,797	20,147	1.05%	5.040%	0.405%	8.71%	3,063	2	6,126	10	61,260

【参考資料】 公共工事設計労務単価から算出する法定福利費の参考数値例

(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会(2013.8.23改訂)

事業所所在地	保険加入義務	事業主負担の法定福利費額											
		オペレータ・筒先作業員の設計労務単価(A)	時間外作業手当(B)	労務費計(C)	雇用保険料率(J)	健康保険料率(K)	介護保険料率(L)	厚生年金保険料率(M)	1名1稼働あたり法定福利費(P)	1回あたり稼働人数(Q)	1稼働あたり法定福利費(R)	当該現場回数(S)	法定福利費計(T1)
都道府県を選択	加入義務ありとする	※注1	※注2 (B:A÷8×2×1.25)	(C:A+B)	建設の事業	都道府県による	※注3	児童手当 拠出金を含む	※注4 [P:C×(J+K+L+M)]	企業の実績値を入力	(R:P×Q)	施工計画による	(T1:R×S)
香川	あり	16,250	5,078	21,328	1.05%	5.045%	0.405%	8.71%	3,244	2	6,488	10	64,880
愛媛	あり	15,850	4,953	20,803	1.05%	5.015%	0.405%	8.71%	3,157	2	6,314	10	63,140
高知	あり	16,300	5,094	21,394	1.05%	5.020%	0.405%	8.71%	3,248	2	6,496	10	64,960
福岡	あり	16,700	5,219	21,919	1.05%	5.060%	0.405%	8.71%	3,337	2	6,674	10	66,740
佐賀	あり	16,500	5,156	21,656	1.05%	5.080%	0.405%	8.71%	3,301	2	6,602	10	66,020
長崎	あり	14,900	4,656	19,556	1.05%	5.030%	0.405%	8.71%	2,971	2	5,942	10	59,420
熊本	あり	15,800	4,938	20,738	1.05%	5.035%	0.405%	8.71%	3,152	2	6,304	10	63,040
大分	あり	16,400	5,125	21,525	1.05%	5.040%	0.405%	8.71%	3,272	2	6,544	10	65,440
宮崎	あり	17,300	5,406	22,706	1.05%	5.005%	0.405%	8.71%	3,444	2	6,888	10	68,880
鹿児島	あり	19,150	5,984	25,134	1.05%	5.015%	0.405%	8.71%	3,815	2	7,630	10	76,300
沖縄	あり	18,150	5,672	23,822	1.05%	5.015%	0.405%	8.71%	3,616	2	7,232	10	72,320

※注1 平成25年度公共工事設計労務単価を採用。オペレータ・筒先作業員は公共工事設計労務単価の「運転手(特殊)」と「特殊作業員」の労務単価の平均額を採用した。(コンクリートポンプ車のオペレータと筒先作業員は、ともにオペレーションと筒先作業を兼務するため)

※注2 当該現場に赴くための準備・点検作業および走行、現場作業終了後の機械洗浄・撤収および走行にかかる早出残業時間を最低2時間とし、割増賃金率1.25を乗じた。

※注3 介護保険料率は、当該年度の保険料率に介護保険の対象である40歳以上64歳以下の被保険者の構成比率(協会けんぽ資料)を乗じた比率を適用した。

(平成25年度の場合、介護保険料率の事業主負担率 0.775% × 40歳以上64歳以下の被保険者の構成比率 52.3%(協会けんぽ平成23年度事業年報) = "0.405%")

※注4 保険料率を掛けることにより生じた1円未満の端数は、切り捨てとした。

【参考資料】平成25年度 公共工事設計労務単価

都道府県名	公共工事設計労務単価 (平成25年度)		
	特殊作業員	運転手(特殊)	平均値
北海道	15,400	15,300	15,350
青森	18,200	19,600	18,900
岩手	18,200	20,100	19,150
宮城	19,500	21,400	20,450
秋田	17,200	18,800	18,000
山形	17,200	17,800	17,500
福島	19,400	18,100	18,750
茨城	18,100	18,800	18,450
栃木	18,000	17,700	17,850
群馬	18,000	18,000	18,000
埼玉	19,200	20,700	19,950
千葉	19,200	19,900	19,550
東京	20,600	20,200	20,400
神奈川	20,900	21,200	21,050
新潟	16,500	16,400	16,450
富山	17,300	16,900	17,100
石川	18,100	17,100	17,600
福井	17,900	17,200	17,550
山梨	19,200	19,700	19,450
長野	18,300	17,400	17,850
岐阜	17,900	18,600	18,250
静岡	17,900	18,400	18,150
愛知	18,800	18,600	18,700
三重	18,000	17,500	17,750
滋賀	17,400	17,600	17,500
京都	17,800	17,500	17,650
大阪	17,900	18,500	18,200
兵庫	17,100	17,300	17,200
奈良	17,500	17,500	17,500
和歌山	17,700	17,000	17,350
鳥取	15,300	14,300	14,800
島根	15,500	15,500	15,500
岡山	16,300	16,600	16,450
広島	16,600	17,000	16,800
山口	15,500	15,500	15,500
徳島	15,800	14,900	15,350
香川	16,600	15,900	16,250
愛媛	15,600	16,100	15,850
高知	16,100	16,500	16,300
福岡	17,000	16,400	16,700
佐賀	14,900	18,100	16,500
長崎	15,000	14,800	14,900
熊本	15,900	15,700	15,800
大分	15,400	17,400	16,400
宮崎	17,200	17,400	17,300
鹿児島	18,900	19,400	19,150
沖縄	17,000	19,300	18,150

【出典】

国土交通省ホームページ～平成25年度公共工事設計労務単価について  
<http://www.mlit.go.jp/common/000993048.pdf>